

## 要指導医薬品である緊急避妊薬の【販売】

### 新しい厚生労働省 Forms について

2026/4/9 時点（日本薬剤師会事務局作成）

（兵庫県薬剤師会追記）

2026/4/7 より、販売に係る Forms での運用が一部変更になっていますので、ご確認ください。

#### **新しい運用では、以下の手順となります**

Step1：管理薬剤師から【薬局等管理者用 Forms】を通じ「薬局等番号」を申請する

Step2：厚生労働省から「薬局等番号」の通知を受ける

⇒ Step1 の申請直後ではなく、一定期間で締め切って一斉通知の予定。薬局等におかれ  
ては、厚生労働省から連絡があるまでお待ちください。

Step3：各薬剤師が「薬局等番号」を用いて、【薬剤師用 Forms】から申告する。

この後の、厚労省リストへの掲載に関する流れは、これまでと変更ありません。

#### すでに厚労省リストに薬局が掲載されている場合

リストの一番左の列の番号が「薬局等番号」です(ExcelはB列。例：薬局等番号の1番は「有限会社出嶋調剤薬局」)。すでにリストに掲載されている薬局の薬剤師が今後申告する場合は、Step3から行ってください。

なお、Formsで薬局等番号の欄に、許認可番号・保険薬局コード・電話番号等を入力されないよう、ご注意ください。

#### 旧 Forms で申告済みの薬剤師について

新しい Forms で再度申告する必要はありませんが、申告したのに厚労省リストに掲載されない等の場合は申告内容に不備がある可能性があるため、新しい Forms にて改めて申告されることをお勧めします。

申告にあたっては、以下の資料(申告の際の留意点まとめ)をご覧ください。↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001686583.pdf>

#### < Formsでの申告に関するお願い >

Formsでの申告について、多数の照会を頂いていますが、申告の際にご留意いただきたい情報等を以下に掲載しています。まずは以下の資料等をすべてご確認ください。

○ **申告の際の留意点まとめ** (令和8年4月7日更新) :  [要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師の先生方へのご案内 \[1.7MB\]](#) 

## 厚生労働省からの薬局等番号の通知について

薬局等管理者用 Forms の「13.薬局等管理者連絡先 メールアドレス」にアドレスを入力し、次14で「可」を選択すると、一定期間ごとに、そのメールアドレス宛てに、BCC にて一括で薬局等番号等(厚労省ホームページで公表される、薬局等番号、薬局等名称、住所、電話番号)が通知されます。

なお、薬剤師用 Forms の「12.申請者連絡先 メールアドレス」は、これまでどおり「問い合わせがある場合に使用」されるものであり、このメールアドレスに何らかの通知が行くというものではありません。

### すでに厚労省リストに掲載されている薬局の管理者の方へ

現在、同一薬局で複数の薬局等番号を付与されている事例(リストに重複して掲載されている)が散見されるとのことです。これは、同一薬局から複数の電話番号を申告していることによるものと思われるとのことです。

管理者の方におかれては、薬局に対して単一の薬局等番号が付与されているかをご確認頂き、もし複数番号が付与されている場合には、以下に従って、速やかに対応をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku_00005.html)

### ＜薬局等の管理者の方へ＞

○ 公表されているリスト ( [要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧 \[1.6MB\]](#) ) の住所等情報に誤り等がある場合は、薬局等ごとに薬局等の管理者から、「[こちらのForms \(「要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧」への修正申告\)](#)」にて修正連絡を速やかをお願いします。次回以降のリスト更新の際に反映します。